

木材利用促進本部運営規則

令和 3 年 10 月 1 日
木材利用促進本部決定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 5 条の規定に基づき、木材利用促進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり定める。

（本部の運営）

第一条 本部の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（開催）

第二条 本部は、木材利用促進本部長（以下「本部長」という。）が招集する。
2 本部長は、本部を招集しようとするときは、本部の日時、場所及び審議事項をあらかじめ木材利用促進本部員（以下「本部員」という。）に通知しなければならない。

（本部員の欠席）

第三条 本部を欠席する本部員は、代理人を本部に出席させ、又は他の本部員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、本部員が欠席する場合は、本部長の了解を得て、副大臣又は政務官を代理人として出席させ、当該代理人に議決権の行使を委任することができる。
2 本部を欠席する本部員は、本部長を通じて、当該本部に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第四条 本部は、本部長が出席し、かつ、本部員の過半数が出席しなければ、本部を開き、議決することはできない。ただし、本部員が欠席であっても、前条第一項ただし書きに規定する代理人が出席する場合は、この限りではない。
2 議事を決するに当たり、本部長は出席本部員全員の同意を得るよう努めなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、本部長が本部の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(審議の内容等の公表)

第五条 本部の終了後、遅滞なく、当該本部における審議の内容等を、適当と認める方法により、林野庁において公表する。

(議事要旨及び議事録)

第六条 本部の終了後、速やかに、当該本部の議事要旨及び議事録を作成し、林野庁においてこれを公表する。

(幹事会の設置)

第七条 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙１のとおりとする。ただし、幹事会の会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

２ 幹事会は、次に掲げる業務を行う。

一 本部が策定する基本方針の案の作成及び同方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

二 本部で審議する木材の利用の促進に関する重要事項に関すること。

三 本部への報告に関すること。

３ 幹事会の庶務は、林野庁林政部木材利用課において処理する。

４ 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事会の会長が定める。

(公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議)

第八条 本部の下に公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置くものとし、連絡会議の構成は別紙２のとおりとする。ただし、連絡会議の会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

２ 連絡会議は、次に掲げる業務を行う。

一 本部が策定する基本方針に基づく施策（国が整備する公共建築物に限る）の実施の推進に関すること。

二 各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関すること。

三 本部への報告に関すること。

３ 連絡会議の庶務は、林野庁林政部木材利用課及び国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課において処理する。

４ 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の会長が定める。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(別紙 1)

幹事会の構成員

会 長	農林水産省林野庁林政部木材利用課長
構成員	総務省地域力創造グループ地域政策課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
	経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
	国土交通省住宅局住宅生産課長
	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室長

(別紙2)

連絡会議の構成員

会 長	農林水産省林野庁林政部木材利用課長
構成員	衆議院庶務部営繕課長
	参議院管理部営繕課長
	最高裁判所事務総局経理局営繕課長
	内閣府大臣官房会計課長
	金融庁総合政策局秘書課管理室長
	宮内庁管理部管理課長
	警察庁長官官房会計課長
	公正取引委員会事務総局官房総務課長
	消費者庁総務課長
	こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）
	デジタル庁戦略・組織グループ会計担当参事官
	復興庁会計担当参事官
	総務省大臣官房会計課長
	法務省大臣官房施設課長
	外務省大臣官房会計課長
	財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
	厚生労働省大臣官房会計課長
	農林水産省大臣官房参事官（経理）
	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
	環境省大臣官房会計課長
	防衛省整備計画局施設計画課長
	人事院事務総局会計課長
	会計検査院事務総長官房会計課長